

5 「虐待かもしれない」と感じたら

高齢者に対する「虐待かもしれない」という場面や状況を見掛けたら、どなたでも下記の窓口へ相談・通報してください。虐待に関する相談・通報には、本人や家族の同意は必要ありません。また、相談者、通報者の情報は絶対に公開されません。匿名で相談することもできます。

なお、緊急の場合は警察に通報してください。

虐待の相談・通報先

市区町村

各市区町村の高齢者虐待の対応窓口

地域包括支援センター

介護に関するケアマネジメントをはじめ、高齢者虐待についても相談・通報を受け付けています

その他の相談窓口

法務局・地方法務局の常設人権相談、人権擁護委員、保健所、保健センター、民生委員、警察、福祉施設、民間の相談機関など

通報の義務

高齢者虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見」した場合、「速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない」とされています。特に「当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合」は、速やかに通報するよう、発見者に通報義務が課せられています。

高齢者のSOSサインをチェック!

虐待が起こっているサインを見逃さないことが、高齢者虐待防止・対応につながります。

SOSサインの例

- あざや傷があるのに尋ねると言葉を濁す。
- 家族に年金を取られる、怒鳴られると訴えている。
- 衣服が汚れている。
- 風呂に入った様子がない。
- 髪が汚れていたり、乱れている。
- 徘徊ほしかいしたり、道に座り込んでいたりする。
- 以前はよく見た高齢者の姿を見掛けなくなった。
- 怒鳴り声や泣き声が聞こえる。
- 家の周囲にごみが放置されていたり、臭臭がする。
- 郵便受けが新聞や手紙であふれている。
- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 高齢者を訪ねると家族に嫌がられ、会わせてもらえない。
- 家族が高齢者の話題を避けようとする。
- 家族が介護疲れの様子で、高齢者の悪口を言う。
- 介護について相談する人がいないようだ。
- 介護サービスが必要なのに利用していない、受けさせていない。